

◎課税標準の特例措置について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備える償却資産に対しては、課税標準の特例が認められています。

《地方税法附則第15条第41項及び附則第62条（生産性向上特別措置法）》

平成30年6月6日施行の生産性向上特別措置法において措置された中小企業等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画、「先端設備等導入計画」を市から認定を受けた場合、適用期間内に取得された対象資産にかかる固定資産税を**3年間**ゼロに軽減する税制支援を受けることができます。（ただし、対象者の条件有）

なお、地方税法附則第15条第41項にかかる特例のお問い合わせ、および「先端設備等導入計画」認定のための手続きにつきましては、甲賀市 産業経済部 商工労政課にて受付いたします。

甲賀市 産業経済部 商工労政課 お問い合わせ先

電話 0748-69-2187 FAX 0748-63-4087

※この特例に関する様式及び法律等の詳細については、甲賀市ホームページの商工労政課の下記案内ページをご覧ください。

<http://www.city.koka.lg.jp/8295.htm>

対象者 先端設備等計画の認定を受けた中小企業者等の法人、個人事業主など

対象資産 法施行日（平成30年6月6日）以降から令和5年3月31日の間に取得した生産性を高める機械装置等。一定期間内に販売された生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上するもの

平成30年6月6日～令和5年3月31日に取得	
資産の種類	1台（基）の取得価格／販売開始時期
機械及び装置	160万円以上／10年以内
工具	30万円以上／5年以内 ※1
器具及び備品	30万円以上／6年以内
建物附属設備	60万円以上／14年以内 ※2

令和2年4月30日～令和5年3月31日に取得	
資産の種類	1台（基）の取得価格／販売開始時期
構築物	120万円以上／14年以内
事業用家屋	取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

※1 工具については、測定工具及び検査工具に限る

※2 償却資産として課税されるものに限る

申告に必要な添付書類

- 中小企業者等が取得もしくは所有権移転リース（中小企業等が納税する場合）
 - ・計画申請書（写）、計画認定書（写）、工業会の証明書（写）
- 所有権移転外リースもしくは所有権移転リース（リース会社が納税する場合）
 - 上記に加え、リース契約書（写）、固定資産税軽減計算書（写）

《地方税法旧附則第15条第43項（中小企業等経営強化法）》

平成28年7月1日施行の中小企業等経営強化法により、中小企業が新たに取得する資産について一定の要件を満たした場合、対象資産にかかる固定資産税を**3年間**2分の1に軽減します。この特例措置は平成31年3月31日をもって終了し、平成31年4月1日以降に取得等をした設備は対象外となります。しかし適用期限内に取得された資産を当市に移動された場合は、残りの適用期間について、当市で特例の適用を受けていただくことが可能になるため、添付書類とともに申告いただきますようお願いいたします。

申告に必要な添付書類

- 中小企業者等が取得もしくは所有権移転リース（中小企業等が納税する場合）
 - ・計画申請書（写）、計画認定書（写）、工業会の証明書（写）
- 所有権移転外リースもしくは所有権移転リース（リース会社が納税する場合）
 - 上記に加え、リース契約書（写）、固定資産税軽減計算書（写）

※中小企業等経営強化法による支援について詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

《地方税法附則第15条第30項（再生可能エネルギー）》

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、新たに取得した資産について一定の要件を満たした場合、対象資産にかかる固定資産税を**3年間**軽減します。適用期間によって要件及び特例率が異なります。

適用期間及び資産の種類

認定発電設備…経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けて取得された発電設備

〈適用期間1〉

取得期間	平成24年5月29日～平成28年3月31日		特例率	
対象資産	認定発電設備	太陽光発電・風力発電・中小水力発電・地熱発電・バイオマス発電	対象資産全て	3分の2

〈適用期間2〉

取得期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日		特例率	
対象資産	認定外発電設備	太陽光発電 ※1	3分の2	
	認定発電設備	風力発電		
		中小水力発電（3万kw未満）・地熱発電・バイオマス発電（2万kw未満）	2分の1	

〈適用期間3〉「水力発電（5千kw以上）」以外の発電方法につきましては、改正後も〈適用期間3〉の要件と特例率のまま令和4年3月31日まで期間延長となりました。

取得期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日		特例率	
対象資産	認定外発電設備	太陽光発電（千kw未満） ※1	3分の2	
		太陽光発電（千kw以上） ※1	4分の3	
	認定発電設備	風力発電（20kw未満）	4分の3	
		風力発電（20kw以上）	3分の2	
		水力発電（5千kw未満）	2分の1	
		水力発電（5千kw以上）	3分の2	
		地熱発電（千kw未満）	3分の2	
		地熱発電（千kw以上）	2分の1	
		バイオマス発電（1万kw未満）	2分の1	
		バイオマス発電（1万kw以上2万kw未満）	3分の2	

〈適用期間4〉変更点は期間と「水力発電（5千kw以上）」の特例率のみとなります。その他の発電方法は、要件と特例率が同じまま期間延長となりましたので、省略しています。〈適用期間3〉の表をご参照ください。

取得期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日		特例率	
対象資産 <small>（変更点のみ記載）</small>	認定発電設備	水力発電（5千kw以上）	4分の3	

※1 … 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金あるいは再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金を受けて取得されているものに限る

申告に必要な添付書類

（認定発電設備の場合）

- ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し
- ・電力会社との「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」の写し

（認定外発電設備の場合）

- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けていることが分かる書類の写し